

福島県庁舎等維持管理業務委託契約における労働関係法令遵守の
確認等に関する要綱

平成28年2月8日施行
令和8年2月13日一部改正
福島県総務部長

（趣旨）

第1条 福島県が発注する庁舎等維持管理業務について、公共サービス基本法（平成21年5月20日法律第40号）第11条の趣旨に基づき、業務の適切な履行及び品質の確保の観点から業務に従事する者の適正な労働条件の確保に資するため、業務受託事業者（以下「受託者」という。）の労働関係法令遵守状況の確認等に関して必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、「業務執行権者」とは、庁舎等維持管理業務の契約事務を直接所掌する本庁各部局等の課長並びに公所長及び准公所長をいう。

（対象となる業務）

第3条 労働関係法令の遵守状況の確認を行う契約業務は、県が発注する庁舎等維持管理業務で予定価格200万円を超える業務のうち、次に掲げるものとする。ただし、3及び4について、当面の間は総務部施設管理課発注「県庁舎等火災報知設備保全業務」を対象とする。

- 1 清掃業務
- 2 警備業務（ただし、機械警備を除く。）
- 3 警報設備等保全管理業務
- 4 消火設備等保全管理業務

（対象となる労働者）

第4条 労働関係法令の遵守状況を確認する対象となる労働者は、労働基準法第9条に定める労働者（代替、臨時その他の事由により一時的に従事する者を除く。）とする。

（確認方法）

第5条 受託者は、契約締結後速やかに業務執行権者へ「労働関係法令の遵守状況に関する報告書」（別紙様式）により、労働関係法令の遵守状況を報告しなければならない。

（調査）

第6条 業務執行権者は、前条の報告内容に疑義が生じたときは、受託者に対して関係書類の提出を求めるとともに、業務に従事する労働者の労働条件や労働環境を調査することができる。

（契約の解除）

第7条 業務執行権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができるものとする。

- 1 受託者に労働関係法令上の違反があったと認められたとき
- 2 第5条の報告に虚偽があったとき
- 3 前条の調査について、正当な理由がないにもかかわらず、これを拒否したとき

(報告)

第8条 業務執行権者は、受託者が、前条各号に該当する事実を知ったときは、速やかに施設管理課長を経由して総務課長に報告しなければならない。

なお、報告にあたっては、「福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱」（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に定める様式第1号「入札参加資格制限措置要件該当事由発生報告書」により報告するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度契約分から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和8年2月13日から施行し、令和8年度契約分から適用する。